

大和市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により平成26年1月20日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成26年1月20日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
	新				
三ツ境下草柳線	旧	深見字森下1825番先	中央三丁目554番13先	6.00 ~17.99	1586.65
	新	深見字森下1825番先	中央三丁目554番13先	6.00 ~17.99	1586.65
深見159号	旧	深見字坊ノ窪2172番1先	深見字坊ノ窪2112番2先	4.05 ~7.54	284.30
	新	深見字坊ノ窪2172番1先	深見字坊ノ窪2112番2先	4.05 ~7.54	284.30